

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

☞ 会社の商品を社員に値引販売した場合

Q: 当社では社員に対して自社で取扱っている商品をおおむね定価の二割引で値引販売を行っています。源泉徴収は必要ですか。

A: 給与については源泉徴収が生じますが、この給与には、金銭で支給するものの他、金銭以外のもので支払ったり、経済的な利益を与えたりする行為も含まれます。

その金銭以外の物、経済的な利益のことを現物給与といいます。

では、社員への値引販売は、現物給与に該当し、源泉徴収の問題があるのでしょうか。

会社が役員又は使用人に対して、取扱商品、製品を値引販売した場合、その利益は次の要件にいずれも該当する場合には、現物給与としての課税問題は生じないことになっています。

① 値引販売の価額が会社の仕入金額以上であり、かつ販売する価額のおおむね70%以上であること。

② 値引率が役員もしくは従業員の全部に一律に定められていること。またはこれらの者の地位または勤続年数に応じて全体として合理的なバランスが保たれていること。

③ 値引販売をする商品等の数量が一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

ただし、取扱商品が有価証券の場合には、この適用はなく現物給与となります。また、取扱商品が食事に関するものである場合は、食事については別途の規定がありますので注意を要します。

